

(お届け日) 20 年 月 日

届出期限 30 歳達齡時 : 達齡月の翌月末まで
30 歳達齡翌年以降 : 毎年 12 月末まで

教育資金贈与預金に係る教育資金管理契約継続届

- ・本書面は 30 歳達齡日以降、教育資金の一括贈与に係る非課税措置の適用を継続いただくための届出となります。
- ・継続利用いただくにあたり、本届出は毎年必要となります。

私は、教育資金の一括贈与に係る非課税措置(租税特別措置法第 70 条の 2 の 2)の適用を受けるために、本書面にて以下の通り届出ます。なお、本書面に記載の内容について、相違がないことを誓約いたします。

(本制度を継続利用いただくお客さまについて、ご記入ください)

店番		口座番号	
氏名			
生年月日(年齢)	(西暦)	年 月 日	(歳)
住所又は居所			
電話番号			

(以下の「1.」「2.」のうち、該当する方へご記入ください。)

1. 学校等に在学中、または在学されていたお客さま

学校等の所在地	学校等の名称	確認書類
		在籍証明書、 学生証 等

2. 厚生労働省指定の教育訓練を受講されている、または受講されたお客さま

教育訓練の講座名	指定番号	確認書類
		領収書、申込書、 修了証明書 等
教育訓練施設の所在地	教育訓練施設の名称	+ 厚労省 HP の「教育訓練 給付制度」の「講座検索 システム」で検索し、印刷 した該当講座のページ

* 30 歳に達齡された翌年以降について、上記「1.」または「2.」に該当される場合は、引き続き本口座をご利用いただけますので、**毎年 12 月末日(年末最終営業日)までに、本書面を添付書類とあわせてご提出ください。**

(期限までにご提出いただけない場合、教育資金管理契約は終了いたしますので、本口座を継続利用いただくことができなくなります。)

(銀行使用欄)

本人以外から届出を受けた場合、続柄・経緯を記載	受付日	受付店	検印	受付印

(契約終了した日の属する年の翌年 3 月 15 日より 6 年間保存) (223-053 帳票様式集収録 A M 2019.8 制定)